

平成 年 月 日

- (1) 生活困窮者自立支援法（以下「法」と言う。）、社会福祉に関する法律又は労働基準に関する法律の規定により、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- (2) 法第10条第3項の規定により同条第1項の認定の取消しを受けた者で、当該取消しの日から起算して5年を経過しない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をその業務に従事させ、又は当該業務の補助者として使用するおそれのある者
- (4) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第5条第1項に規定する暴力主義的破壊活動を行った者
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う者
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てが行われている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づく再生手続開始の申立てが行われている者
- (7) 破産者で復権を得ない者
- (8) 役員のうちに（1）から（7）までのいずれかに該当する者がある者
- (9) （1）から（8）までに掲げる者のほか、その行った就労訓練事業（過去5年以内に行ったものに限る。）に関して不適切な行為をしたことがある又は関係法令の規定に反した等の理由により就労訓練事業を行わせることが不適切であると認められる者

- 5 生活困窮者就労訓練事業の利用者に対し、就労の機会を提供するとともに、規則第 21 条第 2 号イ、ロに掲げる就労等の支援のための措置を講じること。
- 6 生活困窮者就労訓練事業の利用者（労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 9 条に規定する労働者を除く。）の安全衛生その他の作業条件について、労働基準法及び労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）の規定に準ずる取扱いをすること（規則第 21 条第 3 号関係）。
- 7 生活困窮者就労訓練事業の利用に係る災害（労働基準法第 9 条に規定する労働者に係るものを除く。）が発生した場合の補償のために、必要な措置を講じること（規則第 21 条第 4 号関係）。
- 8 「生活困窮者自立支援法に基づく認定就労訓練事業の実施に関するガイドライン（平成 27 年 3 月 25 日社援発 0325 第 20 号）」を遵守すること。